

農業土木工事特記仕様書新旧対比表（8月改定）

8月改定（改定後）	7月版（改定前）
<h3 style="margin: 0;">愛媛県農業土木工事特記仕様書</h3> <p style="text-align: right; margin: 0;">平成30年<u>8</u>月1日</p>	<h3 style="margin: 0;">愛媛県農業土木工事特記仕様書</h3> <p style="text-align: right; margin: 0;">平成30年<u>7</u>月1日</p>
<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 施工管理及び現場管理（第5条—第7条） 第3章 再生資材及び建設副産物（第8条—第11条） 第4章 安全管理（第12条—第14条） 第5章 使用材料 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 コンクリート（第15条） 第2節 鉄鋼スラグ等（第16条—第22条） 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第23条—第28条） 第4節 ゴム製品等（第29条） 第6章 取得補償時の立木伐採等（第30条—第37条） 第7章 境界標識（第38条—第41条） 第8章 出来形数量（第42条） <u>第9章 被災農林漁家の就労機会の確保（第43条）</u> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">（省 略）</p> <p style="margin-top: 20px;"><u>第9章 被災農林漁家の就労機会の確保</u></p> <p><u>第43条 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行なうので、受注者は協力すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>（1）工事着手時点における雇用見込人数</u> <u>（2）月毎の雇用実績人数</u> 	<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則（第1条—第4条） 第2章 施工管理及び現場管理（第5条—第7条） 第3章 再生資材及び建設副産物（第8条—第11条） 第4章 安全管理（第12条—第14条） 第5章 使用材料 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 コンクリート（第15条） 第2節 鉄鋼スラグ等（第16条—第22条） 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第23条—第28条） 第4節 ゴム製品等（第29条） 第6章 取得補償時の立木伐採等（第30条—第37条） 第7章 境界標識（第38条—第41条） 第8章 出来形数量（第42条） <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">（省 略）</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 2px;">新規追加</div>